

人事院勧告は32年ぶりの高水準、扶養手当・地域手当に課題

1 国家公務員に対する人事院勧告とは？

人事院は8月8日、一般職国家公務員の勤務時間及び給与の改定についての勧告・報告、公務員人事管理に関する報告を、内閣総理大臣と両院議長に対して行いました。勧告・報告は、一般職国家公務員約30万人に対する労働基本権制約の代償措置として、民間の標準と同レベルの賃金・労働条件を保障しようとする制度です。

2 月例給平均1.1万円、ボーナス0.1月分引き上げも、実質賃金引上げには及ばず

3年連続で月例給・ボーナスともに引き上げ勧告となりました。国会で決裁承認されれば、

①月例給 高卒初任2.14万円、大卒初任2.38万円が最も上げ幅が大きく、50代4300円、再任用4千円も含めてすべての国家公務員が4月に遡って昇給し、12月末に差額が給されます。

②ボーナス 4.5月→4.6月に引き上げ。6月に2.25月分が支給されているため、12月は2.35月分が支給されます（来年は夏冬とも2.3月分支給予定）。再任用も2.4月と0.05月分引き上げられ、6月に1.175月分が支給されているため、12月は1.225月分が支給されます。

3 扶養手当の対象から配偶者を除き、子の分を増額

昨年の県人勧によれば、民間における家族手当の支給状況は、制度がある事業所が77.6%、配偶者に家族手当を支給する事業所は61.6%で、平均支給月額が配偶者10,419円、配偶者と子1人16,352円、配偶者と子2人21,650円となっています。全国的にはこれをやや下回る率となっていますが、人事院は「配偶者の就業に関わる制度が見直され、配偶者に係る手当が減少傾向にある」と屁理屈をつけて見直しを強行しました。この結果、配偶者分は現行6,500円→2025年度3,000円→2026年度廃止となり、子については1人当たり1万円→11,500円→13,000円となります。子1人の場合は16,500円が2年後には13,000円に減り、2人の場合も26,500円が26,000円に減ります。影響は深刻で、民間の平均を求めるべき人事院が官を動かし、民間も誘導しようとしています。

4 地域手当の見直し

国が地域手当を押し付けることで、高崎市職員は6%なのに高経附の教員は2.5%、前橋市職員は3%なのに県庁職員は2.5%とおかしな差がついてしまっていますが、新設された都道府県単位の給地区分では、栃木県や茨城県が地域手当4%となったのに対し、群馬県は0%でした。手当率も3~20%の7段階から4~20%の5段階に再編成されたため、高崎市が6%→4%、前橋市と太田市が3%→4%、渋川市が3%→0%と変更されました。県職員が勤務先によって手当が異なるのを避けるため、現行では一律2.5%となっていますが、今後の県人事委員会の勧告や県当局との交渉で、現状維持か引き上げるのかが決まります。地域間格差を拡大させる地域手当は、地域別最低賃金にも連動して大いに問題があり、高教組はその原資を全世代対象とする俸給額引き上げに活用するよう求めています。当面3%以上への引き上げを実現するべく、秋の確定交渉に臨みます。

5 次は10月中旬の群馬県職員に対する県人事委員会勧告

今後、県人事委員会勧告が示され、県当局・県教委と組合との確定交渉が始まります。多忙化と教員不足解消、再任用教職員や臨時・非常勤教職員の待遇改善、ハラスメント根絶、両立支援の前進などの要求を掲げ、すべての教職員が生活の不安なしに力を合わせて教育に専念できるよう、高教組は全力を尽くします。学校現場のみなさまのご支援よろしく申し上げます。

給与・ボーナスについて、みなさんの率直な声をお寄せください。

右のQRコードから、ご意見フォームにつながります。

国人勧を受け、県人勧が10月半ばに示される予定です。みなさんのご意見を秋の確定交渉に活かしていきます。

